

法令名	徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例 (平成18年3月30日徳島県条例第18号)
制度の趣旨	この条例は、県内に生息し、又は生育する野生生物が、生態系の基本的構成要素であり、現在及び将来の県民が生物の多様性の保全された生態系からの恵沢を享受し続けるために欠かすことのできないものであることにかんがみ、徳島県環境基本条例（平成十一年徳島県条例第十一号）の本旨にのっとり、県、県民及び事業者が一体となって、希少野生生物の保護を図るとともに、これを県民共有の貴重な財産として次代に継承し、もって生物の多様性の保全に寄与することを目的とする。（条例第1条）
規制内容等	<p>○知事は、指定希少野生生物、国内希少野生動植物種又は希少野生生物群（以下「指定希少野生生物等」という。）の保護のために必要があると認めるときは、その個体の生息又は生育の状況等を勘案してその指定希少野生生物等の保護のため重要と認める区域を、希少野生生物保護区として指定することができる。（条例第20条第1項）</p> <p>○希少野生生物保護区の区域内においては、次に掲げる行為（第十号から第十四号までに掲げる行為については、知事が指定する区域内及びその区域ごとに指定する期間内においてするものに限る。）は、知事の許可を受けなければ、してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。 二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地（水底を含む。）の形質を変更すること。 三 鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。 四 水面を埋め立て、又は干拓すること。 五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。 六 木竹を伐採すること。 七 指定希少野生生物等の個体の生息又は生育に必要なものとして知事が指定する野生生物の個体その他の物の捕獲等を行うこと。 八 希少野生生物保護区の区域内の湖沼若しくは湿原であつて知事が指定するもの又はこれらに流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。 九 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域以外の知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。 十 第七号の規定により知事が指定した野生生物の個体その他の物以外の野生生物の個体その他の物の捕獲等を行うこと。 十一 指定希少野生生物等の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある生物として知事が指定するものの個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくこと。 十二 指定希少野生生物等の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのあるものとして知事が指定する物質を散布すること。 十三 火入れ又はたき火を行うこと。 十四 指定希少野生生物等の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある方法として知事が定める方法によりその個体を観察すること。 <ol style="list-style-type: none"> 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に許可の申請をしなければならない。 3 知事は、前項の申請に係る行為が前条第二項の指針に適合しないものであるときは、第一項の許可をしないことができる。 4 知事は、指定希少野生生物等の保護のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、第一項の許可に条件を付することができる。 5 第一項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に同項各号に掲げる行為に着手している者は、その規制されることとなった日から起算して三月を経過する日までの間に知事に規則で定める事項を届け出たときは、同項の規定にかかわらず、引き続きその行為を行うことができる。 6 次に掲げる行為については、第一項の規定は、適用しない。 <ol style="list-style-type: none"> 一 非常災害に対する必要な応急措置としての行為 二 通常の管理行為又は軽易な行為で規則で定めるもの 三 木竹の伐採で、知事が希少野生生物保護区ごとに指定する方法及び限度内においてするもの

	<p>の</p> <p>7 前項第一号に掲げる行為であって第一項各号に掲げる行為に該当するものをした者は、その日から起算して十四日を経過する日までの間に知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>8 前章第二節の規定は、希少野生生物群の保護のための希少野生生物保護区の区域内に限り、当該希少野生生物保護区に係る希少野生生物群について準用する。この場合において、同節の規定中「指定希少野生生物」とあるのは、「希少野生生物保護区に係る希少野生生物群」と読み替えるものとする。(条例第21条)</p>
<p>許可基準</p>	<p>○知事は、前項の申請に係る行為が前条第二項の指針に適合しないものであるときは、第一項の許可をしないことができる。(条例第21条第3項)</p> <p>(上記条例第21条第3項にいう指針)</p> <p>旭ヶ丸希少野生生物保護区域の保護に関する指針</p> <p>希少野生生物の保護の基本は、その生息地又は生育地における個体群の安定した存続を保證することであり、多種の希少野生生物が集中している区域の保護は、生物の多様性の保全において重要であることから、次の内容を当該保護区の保護に関する指針とする。</p> <p>1 希少野生生物群の生育のために確保すべき条件</p> <p>当該保護区は、希少野生生物群及びこれらの群落が存在し、希少野生生物群の生育地として非常に良好な環境にある。この良好な生育環境を引き続き保つためには、適度な間伐により必要な日照を確保し、共存する植物、地形、地質等希少野生生物群を取り巻く生態系全体を良好な状態に維持する必要がある。そのために、生育状況等に関する調査を継続的に行い、憂慮すべき変化が見られた場合には、必要に応じ対策を講じる。</p> <p>2 希少野生生物群の維持のための環境管理の指針</p> <p>当該保護区の良好な環境を保つため、事業者及び県民等は、各種の土地利用や事業活動の実施に際し、当該保護区の環境の保全に努めるとともに、各種行為が生育環境に著しい影響を及ぼすことがないように配慮することとし、①から③までに定めるところに従って生育環境の適切な管理を行うものとする。</p> <p>① 希少野生生物群の採取等</p> <p>当該保護区内において、希少野生生物群の生きている個体は、採取又は損傷をしてはならない。ただし、学術研究及び当該保護区の維持のための行為に伴って採取又は損傷する場合は、この限りでない。</p> <p>② 工作物の設置等</p> <p>当該保護区内において、工作物の設置及び土地の形質の変更は、行わないこと。ただし、当該保護区の維持のための行為及び生活環境保全林としての通常の管理行為に係るものについては、この限りでない。</p> <p>③ 鉱物の採掘等</p> <p>当該保護区内において、鉱物の採掘、土石の採取、木竹の伐採、火入れ及びたき火は、行わないこと。ただし、希少野生生物群の保護のための行為及び生活環境保全林としての通常の管理行為に係るものについては、この限りでない。</p> <p>3 留意事項</p> <p>条例第二十一条第一項の許可を受けた行為及び同条第六項各号に規定する行為を行うに当たっては、希少野生生物群の生育状況に十分配慮し、当該行為による希少野生生物群への影響を最小限に抑えるよう努めること。</p> <p>○その他</p> <p>希少野生生物保護区の区域内における許可を要しない行為の規定あり。(規則第15条)</p>
<p>許可手続</p>	<p>(許可手続)</p> <p>○条例第21条第1項の許可申請 → 各総合県民局又は環境首都課東部農林水産局</p>
<p>照会先</p>	<p>南部総合県民局保健福祉環境部環境担当 (0884-28-9860)</p> <p>西部総合県民局保健福祉環境部環境担当 (0883-53-2060)</p> <p>東部農林水産局林業振興担当 (088-626-8582)</p> <p>県民環境部環境首都課 (088-621-2263)</p>